

## 「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	使用の許可	
根拠条例等・条項	堺市立芸術文化ホール条例第3条	
所 管 課	文化国際 部	文化 課
審 査 基 準	<p>使用の許可については、堺市立芸術文化ホール条例第3条に基づき審査する。</p> <p>【堺市立芸術文化ホール条例】 (使用の許可)</p> <p>第3条 ホール(駐車場を除く。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ホールの使用を許可しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>(2) 施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</li> <li>(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下単に「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。</li> <li>(4) 前3号に掲げるもののほか、ホールの管理上支障があり、使用させることが不適当であると認めるとき。</li> </ol> <p>3 市長は、ホールの使用を許可する場合において、管理上必要があると認めるときは、当該許可に条件を付すことができる。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即時(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。)
	標準処理期間を設定できない理由	